

湖西市品質証明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明することにより、施工管理技術及び品質の信頼性を確保することを目的とし、静岡県土木工事共通仕様書（平成3年静岡県告示第296号。以下「共通仕様書」という。）第3編第1章1-1-9「品質証明」の規定に基づき、品質証明の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 品質証明を必要とする工事は、共通仕様書を適用する工事であって、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 当初設計金額が1億円以上であるもの
- (2) 湖西市低入札実施要領（平成14年湖西市告示第142号）第6条の規定による低入札価格調査の対象となったもの

2 前項の規定にかかわらず、当該工事の設計図書（共通仕様書を除く。以下同じ。）に特別の規定がある場合にあっては、この限りでない。

(品質証明に関する手続き)

第3条 受注者は、品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）を定め、発注者に品質証明員通知書等（様式1号）及び資格証書の写しを提出しなければならない。

2 受注者は、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付け国総建第317号別添資料）に準じて品質証明員を交代することができる。この場合において、受注者は、前項に規定する書面を提出しなければならない。

(品質証明員の資格)

第4条 品質証明員に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 次の条件を全て満たす10年以上の現場経験を有していること
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類が、当該工事と同一の種類建設工事であること（ただし、あらかじめ設計図書に明示されている場合は、明示された他の種類の建設工事の現場経験を認めることができる。）
 - ② 少なくとも3件以上の現場経験が、過去10年以内の工事であること
 - ③ 少なくとも3件以上の現場経験が、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は品質証明員に従事した工事であること
- (2) 当該工事の監理技術者資格者証を有すること。ただし、当該工事が土木一式工事又は舗装工事に該当する場合にあっては、次のいずれかの資格を有すること。
 - ① 1級土木施工管理技士
 - ② 技術士（建設部門に限る。）
 - ③ 2級土木施工管理技士（ただし、当初設計金額が5,000万円以上の工事を除く。）

- (3) 受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること
- (4) 当該工事における現場代理人、主任・監理技術者等と同一の技術者でないこと

2 品質証明員の専任性は、次のとおりとする。

- (1) 品質証明員は、その職務に支障のない場合は、他の工事等と配置技術者と兼任することができる。ただし、他の工事等の発注者が認めない場合はこの限りでない。
- (2) 品質証明員は、その職務に支障のない場合は、建設業法第7条第2項に規定する営業所専任技術者と兼任することができる。ただし、湖西市内に設置されている営業所であって、湖西市との契約を締結する営業所における営業所専任技術者に限る。

(業務内容)

第5条 品質証明の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 品質証明員が工事施工の途中において、必要と認める時期及び検査（完成、既設部分及び中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出すること。
- (2) 品質証明員は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うこと。

(実施方法)

第6条 品質証明員は、次の方法による品質確認を実施するものとする。

- (1) 「施工計画書」の確認
 - ① 施工計画書の提出前に、全ての記載事項が「契約図書及び関係図書」と整合し、「現場条件」を反映していることを確認する。
 - ② 変更計画書も同様とする。
- (2) 「材料仕様」、「施工方法」、「品質等管理方法」の確認
 - ① 契約工事のうち、主たる工種（指定仮設を含む）の工程について、「施工計画書」に記載した材料仕様、施工方法及び管理方法と整合していることを確認する。
 - ② 臨場により確認する工程及び時期は以下のとおりとする。
臨場は代表箇所1回程度とする。

(事例)

- ・コンクリート工：打設、養生施工時
- ・表層工：敷均、転圧施工時
- ・盛土工：敷均、転圧施工時
- ・組立工：鋼製部材現場組立施工時

(3) 「データ確認及び実測」の確認

- ① 検査（完成・既設部分・中間検査）前に、出来形、品質に係る管理データ（写真を含む）の精査、実測により施工精度、能力を確認し、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
- ② 管理データの確認頻度は「静岡県建設工事検査要領」に準ずるものとする。

(4) 「管理書類」の確認

- ① 検査（完成・既設部分・中間）前に、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、

施工に必要なプロセスの「契約図書及び関係図書」に基づく適性を確認する。

(品質証明の内容及び実施時期)

第7条 受注者は、品質証明の内容及び実施時期を共通仕様書第1編 1-1-4「施工計画書(16)その他」に品質証明書(様式27-1)を記載しなければならない。

(実施結果の提出等)

第8条 実施結果の通知は次のとおりとする。

- (1) 品質証明員は、実施結果を品質証明書により提示又は提出しなければならない。
- (2) 提示時期は、既済部分検査・中間検査時とする。
- (3) 提出時期は、完成検査時とする。

(品質証明員の立会い)

第9条 品質証明員は原則として当該検査に立会わなければならない。

附 則 (平成21年11月12日制定)

この要領は、平成21年11月12日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月14日改正)

この要領は、平成29年4月14日から施行する。

様式第1号-1（第3条関係）

平成 年 月 日

（宛先）湖西市長

（受注者）
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

⑨

品質証明員通知書

平成 年 月 日付けをもって契約締結した次の工事について、湖西市品質証明実施要領第3条第1項及び静岡県土木工事共通仕様書第3編 1-1-9に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。

記

工 事 名 :

品質証明員 : ○○ ○○ （経歴は裏面のとおり）

様式第1号-2 (第3条関係)

経 歴 書

1 氏 名 :

2 生年月日 :

3 現住所 :

4 最終学歴 : 卒業

5 取得資格等 :

6 職 歴 : 別紙のとおり

